

東日本大震災に対する 岩手県PTA連の取り組み

このたびの東日本大震災により尊い生命を落とされた方々、ご家族の方々に衷心より哀悼の意を表しますとともに、被災された方々に謹んでお見舞いを申し上げます。また未曾有の震災からの復旧、復興に向けた力強く取り組みられている方々、すべてに心からの敬意を表します。

岩手県PTA連合会では、3月11日の東日本大震災の発生に対応した以下の取組を実施しております。引き続き震災から立ち直り、克服していくために県や関係機関、団体と連携しながら一日も早い復旧、復興に向けて取り組んでいくことが必要と考えっております。皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

1 災害義援金の募金活動

- (1)目的：岩手県内の被災を受けた子どもを中心とする教育関係の支援のための募金
- (2)締切：第1次締切 平成23年5月31日
- (3)送金先：通常払込（ゆうちょ銀行・郵便局）
- (4)宛先：市町村PTA連合会会長・事務局長

2 災害支援物資の協力要請

- (1)目的：岩手県内被災地域の小・中学校の教育活動に係る学用品等の支援のための物資提供活動

2 期間：平成23年4月8日

- (3)各単位PTAの活動内容：各単位PTAは学校からの指示に従って協力体制を組み、支援活動にあたる。（県小学校長会・県中学校長会による「姉妹校連携」による支援体制づくり）
- (4)宛先：市町村PTA連合会会長・事務局長及び単位PTA会長・事務局長

3 会費徴収（会費納入免除、締切日の猶予）

- (1)東日本大震災被害を受け

られた会員の皆様に対し、会費納入の在り方等について本会の会費（見舞金納入会費800円とPTA会費分90円）の納入について協議した結果、東日本大震災で被災した会員に対し、会費納入免除が承認された。

(2)見舞金給付会費（児童・生徒・園児一人800円）の納入について

ア. 会費納入、加入申込書の締切日の猶予

(3)PTA会費（世帯制一人90円）の納入について

ア. 会費納入の免除

4 弔慰金支払

- (1)死亡された園児・児童・生徒・会員（保護者・教職員）の皆様により、謹んで哀悼の意を表するものである。本会「見舞金給付運営細則」第17条に「細則第7条に記載されている事項に適合しないものを含め、別表10に示す事項については、見舞金の給付は行わない。」とあり、免責事項（支払いできない傷害）の一つに「地震、噴火、津波に

よるもの」とある。故に見舞金給付事業からの給付はできないが、何らかの形で弔意を表すためとして了承された。

(2)弔慰金支払対象者

ア. 東日本大震災によって死亡した児童・生徒・園児及び会員（保護者・教職員）

※行方不明者については、死亡認定された時点で対象者となる。但し、平成22年度見舞金給付事業に加入している児童・生徒・園児及び会員

(3)支払金額

ア. 児童・生徒・園児・会員 一人 10万円

(4)支払方法

各単位PTAを窓口にして（5月11日 第1回通常理事会）

5 被災地域に対する会費の免除

(1)地域全体が被災しているという捉え方で地域という枠での会費免除については協議した結果、次の地域について地域単位でのPTA会費及び見舞金給付事業会費の免除を実施

することが承認された。ア. 免除する地域は以下の通り。

- ・野田村・宮古市（旧川井村、旧新里村を除く）
- ・山田町・大槌町・釜石市・大船渡市・陸前高田市
- ・岩泉町は小本小学校と小本中学校

(5)5月25日 臨時正・副会長会議

6 岩手県中学校体育連盟への支援

(1)東日本大震災によって流した岩手県中学校体育大会の優勝旗や優勝カップア. 釜石地区中体連、気仙地区中体連（優勝旗10、優勝杯・準優勝杯14）

7 その他

(1)全国の県・市町村PTA等からの支援
日本PTA全国協議会や山口県PTA連合会等また県内の各PTAから見舞金や義援金が約一、五〇〇万円。その他、被災児童生徒の一時預かりや自動車の提供等の支援があった。



（4月19日相川会長来県）

郵便局の振替口座からの払い出しについて

被災地市町村の郵便局が閉鎖や、一部業務のみの営業となっているところがあります。

県PTA連や見舞金給付事業関係で振り込まれたお金の払い出しには、近隣郵便局でお願いすることになります。営業郵便局の確認や払い出しについては、事前にゆうちょコールセンターに確認のうえ、手続きを取られるようお願いいたします。（「振替口座からの現金払い出し」と必ず申し出て下さい。）

- ◎ゆうちょコールセンター
0120-108-420（フリーダイヤル）
- ◎受付時間
平 日 8:30~21:00
土・日・休日 9:00~17:00